

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 19 日

水 曜 日

第 3739 号

目 次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可 2

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 3

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 5

公 告

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 7

○都市計画の図書の写しの縦覧 8

規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 19 日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

富山県公安委員会規則第 1 号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「警備課」を「警備課 警衛対策課」に改める。

第 3 条の表警備課の項の次に次のように加える。

警衛対策課	<p>(1) 第35回全国豊かな海づくり大会その他大規模な行事の開催に伴う警衛に関すること。</p> <p>(2) 第35回全国豊かな海づくり大会その他大規模な行事の開催に伴う警護に関すること。</p>
-------	---

別表第 1 高岡警察署の項中

「高岡駅前交番
高岡市末広町」

を

「高岡駅前交番
高岡市下関町」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成26年 3 月27日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第116号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 3 月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

小矢部市

2 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画公園事業

3・3・1号 綾子河川公園

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

4 事業施行期間

平成16年 6 月 2 日から平成29年 3 月31日まで

富山県告示第117号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
高岡公共下水道（太田処理区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
平成2年1月22日から
平成31年3月31日まで

富山県告示第118号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営四ヶ村地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営四ヶ村地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年3月19日から

平成26年4月17日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第119号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土屋・鳥倉地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営土屋・鳥倉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年3月19日から

平成26年4月17日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第120号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営舟川新地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営舟川新地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年3月19日から

平成26年4月17日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

入善町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1 の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第121号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営水戸田地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営水戸田地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年 3 月 19 日から

平成26年 4 月 17 日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1 の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の

取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 3 月19日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- （種類） 富山高岡広域都市計画道路
- （名称） 3・3・406号 下関京田二塚線
- 3・7・402号 歩行者専用 2号線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 3 月19日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画用途地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条

第 1 項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

福岡都市計画用途地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により射水市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 海王町地区 地区計画

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により高岡市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 木津地区 地区計画